

同窓会設立準備委員会

日本大学大学院総合社会情報研究科同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、日本語名を日本大学大学院総合社会情報研究科同窓会、英語名を **Nihon University Graduate School of Social and Cultural Studies Alumni Association**、略称、GSSC 同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、研究科修了生の生涯教育継続支援と交流ネットワーク作り、および、これを基盤としての研究科の教育・研究力の向上を目的とする。

(構 成)

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本大学院を修了した者、本大学院に入学したことのある者、教職員で構成する。

(活 動)

第4条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦と教養、研究力向上のための活動
- (2) 学術集会、講演会などの開催
- (3) Web またはメールによる情報発信
- (4) 社会貢献活動
- (5) 本研究科の活動を支援するための活動
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(役 員)

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 1 名

2 役員は、自薦他薦の上、現役員の承認をもって決定する。ただし、初年度は同窓会設立準備委員会の承認をもって決定する。

3 役員の任期は二年とする。ただし再任を妨げないとするが、最長二期までとする。役員の辞任に伴う任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の仕事)

同窓会設立準備委員会

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 幹事は、会務を分掌する。

4 監事は、本会の会計並びに会務を監査する。

(経費)

第10条 本会の経費は、寄附金等による。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、本会の定めるところに置く。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年 3月 25日より施行する。